

重要事項説明書

社会福祉法人 花筏会
指定介護老人福祉施設
博多さくら園

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(特養入所+ショートステイ)

職種	人数	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護支援専門員(兼務)	(3)名	1名
3. 介護職員	26名	21名
4. 生活相談員	3名	2名
5. 看護職員	5名	3名
6. 機能訓練指導員(兼務)	1(1)名	1(1)名
7. 医師	1名	必要数
8. 栄養士	1名	1名

2024.4.1

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木・土曜日 午後
2. 介護職員	早出： 7:00~16:00 3名 日勤： 10:00~19:00 6~8名 入浴： 9:00~18:00 3~5名 (火曜・金曜入浴担当) 夜勤： 17:00~翌10:00 3名
3. 看護職員	早出： 7:00~12:00 1名 早朝： 7:00~16:00 1名 日中： 9:00~18:00 1名 日中： 9:30~18:30 1名
4. 機能訓練指導員	日勤： 9:00~18:00 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 花筏会
- (2) 法人所在地 福岡県福岡市博多区古門戸町4番23号
- (3) 電話番号 092-262-5700
- (4) 代表者氏名 理事長 阿部 亨
- (5) 設立年月 平成2年12月18日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
平成12年4月1日指定 福岡県 4070900388号
- (2) 施設の目的 要介護者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 博多さくら園
- (4) 施設の所在地 福岡県福岡市博多区古門戸町4番23号
- (5) 電話番号 092-262-5700
- (6) 施設長(管理者)氏名 矢ヶ部二郎
- (7) 開設年月 平成4年4月15日
- (8) 入所定員 50人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、4人部屋及び2人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
静養室	1室	
2人部屋	9室	パーティションによる間仕切り部屋も含む
4人部屋	13室	
合計	23室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽あり
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付されます。

(1割負担の場合)

<サービスの概要>

- ① 入浴、排泄の介助
- ② 健康管理
- ③ 日常生活上の相談及び世話
- ④ 機能訓練
- ⑤ 口腔衛生の管理
- ⑥ 更衣（起床時および就寝時）
- ⑦ その他自立への支援

<サービス利用料金(1ヶ月あたり)>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金（1割負担）と食事代の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）2024.8.1

要介護度	単 位 1日 多床室	介護保険利用料 1ヶ月	負担金 1ヶ月	食事代 1ヶ月	居住費 1ヶ月	合計 1ヶ月
要介護1	589	317,721円	31,773円	1日 1,445円 の30日分 で 43,350円	1日 915円の 30日分で 27,450円	102,573円
要介護2	659	342,739円	34,274円			105,074円
要介護3	732	368,822円	36,883円			107,683円
要介護4	802	393,839円	39,384円			110,184円
要介護5	871	418,501円	41,851円			112,651円

初期加算 30単位/日（入所当日から30日まで）

※生活機能向上連携加算算定者（月100単位）利用者負担額 118円程加算されます。

※認知症ケア加算算定者（月90単位）利用者負担額 104円程加算されます。

※看取り介護加算算定者 利用者負担額（最大8,824円程/45日）加算されます。

※再入所時栄養連携加算算定者のみ（1回400単位）利用者負担額 464円程加算されます。

※安全対策体制加算 入所時（1回20単位）利用者負担額 23円程加算されます。

(注) 標準負担額減額認定書の申請により食事代が下記のように減額されます。

負担段階	預貯金等の資産の状況	利用者負担段階の説明	1日の食費	1日の居住費
利用者負担第1段階	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	本人及び世帯全員が住民非課税で、老齢福祉年金を受けている人 生活保護を受けている人	300円	0円
利用者負担第2段階	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	世帯全員が住民税非課税で、本人のその他の合計所得金額と課税年金収入金額、非課税年金収入金額の合計額が年間に80万円以下の人	390円	430円
利用者負担第3段階①	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	世帯全員が住民税非課税で、本人のその他の合計所得金額と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が年額80万円を超え120万円以下の人	650円	430円
利用者負担第3段階②	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	世帯全員が住民税非課税で、本人のその他の合計所得金額と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が年額120万円を超える人	1,360円	430円
利用者負担第4段階	上記以外		1,445円	915円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、6日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。246単位

1. サービス利用料金	2,926円
2. 自己負担額(1の1割)	293円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事(酒を含みます・酒100CC-100円。)

②理髪・美容・インフルエンザ等の予防対策 実費

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- ア. 窓口での現金支払
 イ. 下記指定口座への振り込み
 福岡銀行 奈良屋町支店 普通預金 1105489
 口座名義 特別養護老人ホーム博多さくら園 施設長 矢ヶ部二郎
 ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
 ご利用できる金融機関：西日本銀行、福岡銀行など

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	木村病院
所在地	福岡市博多区千代2-13-19
診療科	外科・整形外科・消化器内科・消化器外科・その他

② 協力医療機関

医療機関の名称	千鳥橋病院
所在地	福岡市博多区千代5丁目18-1
診療科	内科・脳神経内科・精神科・呼吸器内科・循環器内科・その他

③ 協力医療機関

医療機関の名称	太田医院
所在地	福岡市博多区綱場町1-10
診療科	内科・循環器科

④ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	新開歯科医院
所在地	福岡市博多区店屋町4-24
診療科	歯科

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- | |
|--|
| ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 |
| ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 |
| ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
| ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前(※最大7日)までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合 (契約解除)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上(※最低6か月)遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して長期に病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 入院、6日間以内の短期入院の場合

退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中の6日間は所定の利用料金をご負担いただきます、その後はいただきません。 1日あたり293円

② 7日間以上入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設入所することができます。但し、入院に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時にホームの受入準備が整っていない場合には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。(居室代1日あたり915円は実費負担となります。)

心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 非常災害対策について

①当施設では、次の者を非常災害対策に関わる担当者(防災管理者)として、非常災害対策に関する取り組みを行っています。

非常災害対策に関わる担当者(防災管理者)	竹本 正治
----------------------	-------

②非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難・救出、その他必要な訓練を行います。

③当施設では、非常災害対策の一環として、毎年、定期的に避難、救助、その他必要な訓練を行います。

訓練名称	時期	訓練の概要
前期消防訓練	9月頃	避難、救助、消火等(地震・土砂・水害も想定)
後期消防訓練	3月頃	避難、救助、消火等(日中・夜間)想定

※各訓練によっては、所轄消防所等の関係機関が立ち合いする場合があります。

※訓練内容によっては、入所者等も参加する場合があります。

※当施設の都合や状況に応じて、実施期間を変更する場合があります。

9. 感染症対策について

当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②当施設の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③当施設内における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ④当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤施設職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

10. 事故発生時の対応について

① 当施設では、事故を未然に防止するため事故発生防止のためのマニュアルを整備しています。また事故再発防止の為に委員会を開催し、従業員に対する研修を定期的に行っています。

万一、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある場合は、速やかに適切な処置を図るとともに、マニュアルに従い適切な対応を図ります。

なお、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者家族に連絡を行います。

当施設は、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

② 再発防止策として、マニュアルに従い、事故に至った経緯や内容等を分析し、委員会で再発防止に努められるように対応を図ります。

③ 当施設では、入所者快適な生活が送れますよう原則身体拘束をしないこと、自立した生活を妨げないことを配慮しながら安全な環境作り努めていますが、入所者の自立した行動、心身の状況や病気などが原因により、危険（転倒・転落等）を伴う可能性があることを十分ご理解ください。

11. 事業継に向けた取り組みについて

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

②施設職員に対し、業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 身体拘束廃止について

当施設では、基本的に身体拘束は行いません。緊急やむを得ない場合の身体拘束等については行うかどうかの判断を身体拘束廃止委員会で討議し、身体拘束等の様子、及びその時間、その時の利用者の心身の状況等、緊急やむを得なかった理由を記録します。また、その都度利用者の家族へ詳細な説明をして理解を得るようにします。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者本人または他人の生命身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(1) 身体拘束等を行う場合の手続きについて

当施設では、「身体拘束廃止委員会」を設置しています。当該委員会は1ヶ月に1度開催し、身体拘束の有無、経過報告、改善策等を検討・決定し、次事項に留意しています。

① 身体拘束等の実施には、留意事項①②③を踏まえて、実施する時間・期間、改善方法等を含め、予め入所者又は家族に説明して同意を頂きます。

② 「身体拘束に関わる説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等を記録します。

③ 身体拘束の解除（改善方法）、期間の見直し等について、委員会で検討し、その結果等を入所者又はその家族に説明して同意を頂き、直ちに身体拘束を解除します。

※身体拘束の必要性について、ご家族の要望だけでは実施しません。

13. 虐待防止について

当施設は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①当施設はご利用者が成年後見制度を利用できるように支援を行います。

②当該施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について施設職員に周知徹底を図ります。

④当施設は次の通り虐待防止責任者を定めます。

施設長	矢ヶ部 二郎
-----	--------

14. ハラスメント防止について

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

①当施設内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為を組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族などが対象となります。

②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約の措置を講じます。

15. サービス提供の記録について

当施設は、介護及び看護の提供に関する記録をつけ5年間保管します。入所者及び家族のご希望があれば記録の閲覧、または実費を支払い複写物の交付を受けることができます。

16. 苦情の受付について (12 ページ、13 ページ)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者 施設長 矢ヶ部二郎

○ 苦情受付窓口(担当者)

〔職名〕 生活相談員 佐藤 健康

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～18:00

また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

17. 看取り指針について (14 ページ、15 ページ)

18. 重度化対応指針及びマニュアルについて (16 ページ、17 ページ)

19. 個人情報の保護について (18 ページ、19 ページ)

20. 三者評価について

○当施設は福祉サービス第三者評価事業実施について

実施している 実施していない

(実施している場合：直近の実施年月日

年 月 日)

(実施した評価機関の名称：

)

(評価結果の開示状況：

)

苦情受付について

社会福祉法人 花筏会

特別養護老人ホーム 博多さくら園

- | | | |
|-----------|--|-------------------------|
| 1 苦情解決責任者 | 博多さくら園施設長
電話：092-262-5700 | 矢ヶ部二郎 |
| 2 苦情受付担当者 | 入所・ショートステイ
デイサービスセンター
居宅サービスセンター | 佐藤 健康
竹本 正治
彌永 明美 |
| 3 第三者委員 | 司法書士
連絡先：福岡市中央区赤坂 1-7-23赤坂弁護士ビル4F
電話； 092-791-1595 | 河賀 裕子 |
| | 元民生委員
連絡先：福岡市博多区古門戸町4番23号
電話：092-262-5700 | 門司 敏子 |

4 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9時～18時

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた内容を解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。

第三者委員は内容を確認し、苦情申し出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

その際苦情申し出人は、第三者委員の助言や立会いをもとめることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次のように行います。

ア：第三者委員により苦情内容の確認

イ：第三者委員による解決案の調整、助言。

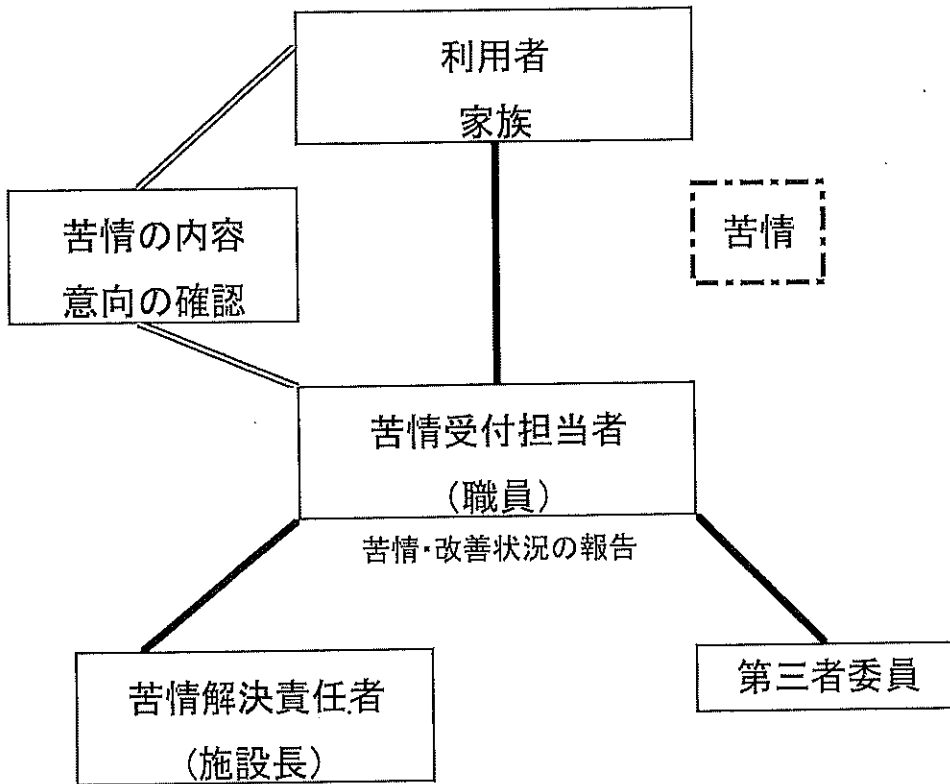
ウ：話し合いの結果や改善事項などの確認

④ すみやかに苦情を解決します。

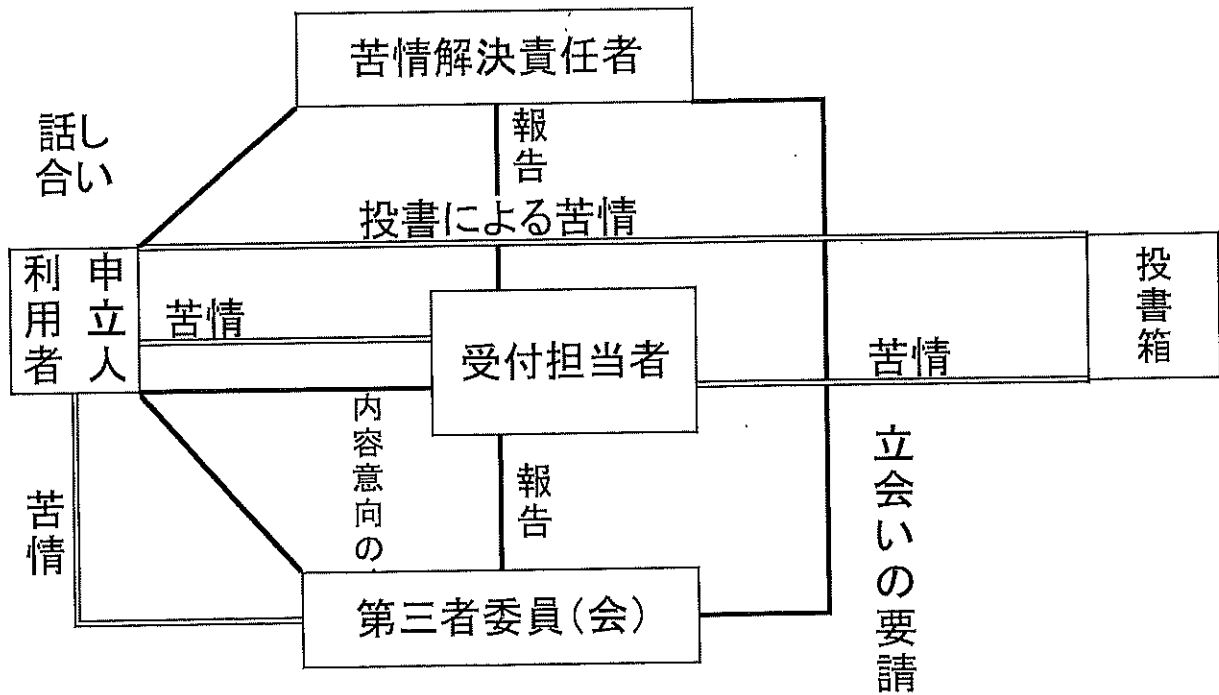
⑤ 当、苦情解決委員会で解決できない事項については、下記に申し出ることが出来ます。

- ◎ 各区役所 保健福祉センター 福祉・介護保険課
(博多区役所) 電話：092-419-1078
- ◎ 福岡県健康保険団体連合会 電話：092-642-7859
- ◎ 福岡県社会福祉協議会「運営適正化委員会」 電話：092-915-3511

苦情解決体制



苦情解決手順



特別養護老人ホーム博多さくら園看取り指針

1 目的

この指針は、特別養護老人ホーム博多さくら園(以下「さくら園」という)のご利用者の尊厳を支えるケアの一環として、ご利用者ならびにご家族が希望される「看取り」を支援していくため、さくら園の指針を定める事により、より適切な介護サービスを提供することを目的とします。

2 理念

さくら園では、ご利用者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時に、最期の場所としての役割を果たし、ご利用者の意思、ならびにご家族の意向を最大限に尊重して看取り介護を行います。自然に訪れる死を支える方法でケアを行います。さくら園において看取り介護を希望される場合、ご利用者、ご家族への支援を最後の時点まで継続し、責任をもって完遂します。

3 看取りの対象者

さくら園の看取りの対象者とは、以下の場合のご利用者とします。
ご利用者もご家族もさくら園内において、「看取り」を希望しており、特別養護老人ホームであるさくら園の、次のような医療体制を理解されている場合とします。

- ①老衰、老化やがん末期に伴い、積極的な治療を希望しない場合や、必要としない場合
- ②苦痛、痛み、呼吸苦、出血がない場合

- ・ 夜間のケア従事者は介護職です
- ・ 医師の出勤は週に2日(木・土)、1回2時間でさくら園全体を診ています
- ・ 夜間においては、夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護師、医師と連絡をとって対応をします

4 看取り体制

(1) 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ①さくら園はご利用者ならびにご家族に対し、さくら園における看取り介護の基本理念を明確にし、生前に意思確認をして同意を得ます。
- ②医師により医学的に回復の見込みがないと判断されたときに、看取り介護を開始します。

③看取り介護の実施にあたっては、その都度、ご利用者ならびにご家族の同意を得ます。

④看取り介護においてはそのケアに携わる全ての職種が協働し、看取り介護計画書を作成し、ご利用者ならびにご家族への十分な説明を行い、同意を得ます。看取り介護をより適切に行うために、必要に応じて適宜、計画内容を見直し、変更します。その際には、説明を行い同意を得ます。

(2) 医師・看護師体制

①看取り介護実施にあたっては、医師と看護師、全ての職種で情報の共有化を図り、看取り介護の協力体制を築きます。

②看護師は医師の指示を受け、ご利用者の安らかな状態を保つように状態把握に努め、介護職と共に必要なケアを行います。また、日々の状況等についてご家族に対して随時説明を行い、不安等の解消に努めます。

③医師による看取り介護の開始指示を受けて、多職種により、看取り介護計画書を作成し実施します。

(3) 看取り介護体制に関する記録

看取り介護に係わる以下の記録等を整備します。

- ①看取り介護同意書
- ②医師の指示内容
- ③看取り介護計画書作成(変更、追加)
- ④経過観察記録(看取り介護観察記録)
- ⑤ケアカンファレンスの記録
- ⑥臨終時の記録

(4) 看取りに関する職員教育

よりよい看取り介護を行うために、研修等により死生観教育を実施し、看取りの理解を深めることに努めます。

重度化対応指針及びマニュアル

1、目的

この指針は博多さくら園の入所者及び、ショートステイのご利用者が安全に安心してさくら園での過ごす事ができるよう、24時間を通して緊急時、急変時や容態悪化に対応がとれることを目的とする。

博多さくら園では看護師が常に24時間のオンコール体制です。

ご利用者の緊急時、急変時についても24時間を通して対応できる体制を整えております

夜間についても緊急連絡体制にもとづき夜間勤務職員、看護師、医師とで連絡をとり緊急対応を行います。

2、重度化体制

(1) 医療との連携体制

①重度化に伴う医療ニーズに答えるため、協力医療機関と日常的に必要な連携体制を確保します。

②協力医療機関との連携

太田医院	太田勝利 Dr	福岡市博多区綱場町1-10	電話：291-0417
木村病院		福岡市博多区千代2-13-19	電話：641-1966

③看護体制

常勤の看護師を配置し日常的に健康管理にあたります。

また、夜勤帯等看護師不在の場合でもオンコール体制により

24時間対応可能な体制をとります。

3、対象者

- 介護老人福祉施設 博多さくら園入所者
- 介護老人福祉施設 博多さくら園ショートステイ利用者

4、夜勤帯の介護職員オンコール対応について

「オンコールの目安」

- 体温：38度以上は注意し報告する
- 血圧：原則として40以下120以上は報告する
- 脈拍：原則として10回/1分以下、SPO2：90%以下は報告する
- その他・・・下記の状況があるとき報告する。

冷汗、チアノーゼ、浮腫、意識混濁

四肢がだらとしている。呼吸が浅い

- ①連絡を受けた看護師は状況を把握した上で、状況に応じて必要時には、施設からの緊急呼出しに応じて出勤する。
- ②状況によっては囑託医に指示を仰ぎ、協力病医院へ搬送を行う。
- ③夜間看護体制は別紙の表に定める。

5、緊急時責任者は看護師長とする。

個人情報に関する基本方針

社会福祉法人花筏会 特別養護老人ホーム博多さくら園（以下、「法人」という）は利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責任と考えます。法人の保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力すると共に、広く社会からの信頼を得る為に、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得る事とします。
- ③法人が委託する医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- ①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員などに周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ②個人情報へのアクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

3. 情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供所停止等への対応

法人は、本人が事故の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等申出がある場合には、速やかに対応します。

これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（☎092-262-5700 佐藤）までお問合せ下さい。

4. 苦情対応

法人は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速対応に努めます。

令和5年5月8日

社会福祉法人 花筏会

理事長 阿部 亨

介護老人福祉施設 博多さくら園

施設長 矢ヶ部 二郎

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

1. 施設内部での利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の介護事業者への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ①施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ①施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

養介護施設における高齢者虐待等への対応について

入所者に対する虐待と思われるケースを発見したら、施設内外の相談等窓口へ連絡してください。

ご連絡いただいた方のお名前は、施設側には伝えません。
また、「虐待である」という証拠は必要ありません。

施設職員には、福岡市へ連絡する義務があります。なお、連絡したことで不利益な待遇を受けないよう、法律で守られています。

「虐待かな？」「虐待になってしまうかも・・・」

- 入所者が食事をなかなか食べないので、従業員が無理やり口に入れている。
- 入所者に対して、赤ちゃん語を使うなど、子どものように扱っている。
- 失禁したことを責めたり、人前でそのことを話して入所者に恥ずかしい思いをさせたりしている。

相談・通報等

相談等

施設外の相談・通報等受付窓口

施設内の相談受付窓口

福岡市 虐待通報等受付窓口

(電話 092-711-4319)

受付時間：平日の午前9時～午後5時

苦情受付窓口

(施設長・生活相談員等)

※ 詳しい連絡先等は、施設内に掲示されています。また、入所時に交付された重要事項説明書等にも記載されています。

相談・通報等を受けたら

事実確認

現地調査等により、入所者の状況や事実関係を確認します。

虐待事実の有無の判断

確認結果等により、虐待事実の有無を判断します。
※ 必要に応じて福岡市養介護施設等高齢者虐待調査会を開催

虐待や不適切なケアが認められた場合

法令上の権限行使

虐待防止・高齢者保護を図るための関係法令に基づく報告徴収、立入検査等を行います。

調査等

指導等

相談等を受けたら

事実確認

内部調査等により、事実関係を確認します。

虐待事実の有無の判断

確認結果等により、虐待事実の有無を判断します。

虐待があった場合

不適切なケアがあった場合

報告

報告・改善

速やかに、報告・改善します。

改善

速やかに、改善します。

◆ 福岡市の在宅高齢者への虐待に関する窓口 ◆

○ 各区役所 地域保健福祉課 (権利擁護等担当)

・東区 (電話 645-1087) ・博多区 (電話 419-1099) ・中央区 (電話 718-1110) ・南区 (電話 559-5132)

・城南区 (電話 833-4112) ・早良区 (電話 833-4362) ・西区 (電話 895-7099)

○ 最寄りの「いきいきセンターふくおか」(福岡市地域包括支援センター)



平成31年4月

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 指定介護老人福祉施設 博多さくら園

説明者職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービス博多さくら園と、契約に同意しました。

契約者 利用者住所

氏名

印

代理人住所

氏名

印